

|                                                          |         |                           |           |
|----------------------------------------------------------|---------|---------------------------|-----------|
| 商<br>標                                                   | 判決年月日   | 令和元年 9 月 1 2 日            | 知財高裁第 2 部 |
|                                                          | 事 件 番 号 | 平成 3 1 年(行ケ)第 1 0 0 2 0 号 |           |
| ○ 別紙の商標が「S I G N A T U R E」の文字を標準文字で表した商標に類似していると判断した事例。 |         |                           |           |

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2016-134074号, 不服2018-2007号

### 判 決 要 旨

1 本件は、別紙の商標の登録出願についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、商標法4条1項11号該当性の有無(商標の類否)である。

2 本判決は、概略、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

(1) ①本願商標の外観上、「SIGNATURE」の文字は、本願図柄部分と一体のものとは認識できず、また、相応に目立つ態様で表示されていること、②日本における「NO. 555 STATE EXPRESS」又は「555」のブランドが知られている程度は相当に低いこと、③本願商標の「SIGNATURE」は、「署名、サイン」という意味に理解されるか又は意味を理解できないものであって、「SIGNATURE」が「シグネチャーブランド」、「特徴的な銘柄」、「代表的な銘柄」の意味で理解されとは認められないこと、④たばこのパッケージに、メインブランドとは別に、当該ブランドの中の種類を示す表示が記載されることがあるが、当該表示は、必ずしも、商品の性質等を示す説明的な記載となるとは限らないこと、⑤引用商標の商標権者の引用商標の使用状況を考慮し得るとしても、引用商標の商標権者は、「Signature」の文字をたばこのパッケージにおいて、出所識別標識として表示していることを総合考慮すると、本願商標に接した者は、通常、「SIGNATURE」の文字を本願図柄部分とは独立して認識するものといえることができるから、同文字を本願図柄部分から分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認めることはできないといふべきである。

したがって、本願商標と引用商標との類否を検討するに当たっては、「SIGNATURE」の部分抽出して、この部分と引用商標との類否を検討し、両者が類似するときは、両商標は類似するものと解するのが相当である。

そうすると、本願商標の「SIGNATURE」の部分と引用商標とは、称呼、外観及び觀念のいずれにおいても、共通するから、本願商標は、引用商標と類似する。

(2) 原告は、結合商標の一部を分離、抽出して商標の類否を判断することは、「その部

分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」や「それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」などの例外的な場合に限られるべきであると主張するが、原告が挙げる上記の場合以外にも、各構成部分がそれらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合には、分離観察が許されると解するのが相当である。

(別紙)

